

Title	〔最高裁判事例研究二八三〕 宗教団体内部においてされた懲戒処分 の効力を前提問題とする具体的な権利義務ないし法律関係に 関する訴訟と裁判所法三条にいう法律上の争訟 (最高裁平成元年九月八日第二小法廷判決)
Sub Title	
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.8 (1990. 8) ,p.90- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900828-0090

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁判事例研究 二八三〕

平二二（最高裁判所判例集）
（四三巻八号八八九頁）

宗教団体内部においてされた懲戒処分 of 効力を前提問題とする具体的な権利義務ないし法律関係に関する訴訟と裁判所法三条にいう法律上の争訟

建物明渡、代表役員等地位確認請求事件（平成元年九月八日第二小法廷判決）

日蓮正宗の末寺Xの住職兼代表役員・責任役員であったYが日蓮正

宗の管長（法主をもって充てるものとされている）Aから擯斥（僧籍剥奪）処分を受けたことから、XがYに対し寺有建物の明渡を求めた事件（第一事件）と、Yが、右擯斥処分 of 無効を主張して、Xの代表役員及び責任役員の地位にあることの確認を求める事件（第二事件）とが併合されたのが本件である。

本件は、日蓮正宗とその檀徒の団体である創価学会との間に生じた教義や宗団のあり方をめぐる内紛から派生したもので、日蓮正宗は、一時、その組織を挙げて創価学会に対する批判活動（いわゆる正信

覚醒運動)を展開したが、昭和五四年四月に創価学会の池田大作が会長職を辞して名譽会長に就任した頃から、法主(管長)A及び執行機関である宗務院は、創価学会が過去の教義上の逸脱行為などを反省していると評価し、これに対する批判活動を止めるべきであるとして、いわゆる僧俗和合協調路線をとるようになり、正信覚醒運動の推進者である僧侶らと対立するようになった。右対立は、右僧侶らが宗務院の中止命令を無視して創価学会糾弾を目的とする全国檀徒大会を強行し、Aがこれに関与した僧侶らを懲戒処分にするなど、次第にエスカレートし、右僧侶らは、遂には、Aが前法主から血脈相承(宗祖日蓮の承継者として宗派を統率する宗教上の最高權威者としての法主の有する宗教上の特別な力ないし権能を次の法主に承継させる行為)を受けていないとして、Aの法主としての地位を否定するようになり、昭和五六年一月、Yなど約一八〇名の僧侶が原告となり、日蓮正宗及びAを被告として、Aが日蓮正宗の代表役員及び管長の地位を有しないことの確認を求め訴訟を静岡地裁に提起するに至った。これに対し、日蓮正宗は、右訴訟を提起した僧侶一〇〇余名を擯斥処分にした。本件擯斥処分はその一環としてされたものであるが、Yに対する擯斥処分の理由は、Xの寺報等に掲載されたYの論説の中に血脈相承に関する日蓮正宗の教義を否定する言説があり、これが異説に当たり、Yは訓戒を受けてもこれを改めなかったとして、宗規所定の擯斥事由たる「本宗の法規に違反し、異説を唱え、訓戒を受けても改めない者」に当たるといっている。

本件では、懲戒権者であるAが前法主から血脈相承を受けたか否か、Yの言説が異説に当たるか否かが主な争点となり、これらの点について裁判所の審判権が及ぶか否かが争われた。第一審(判例時報一四四五号八一頁)は、実体判断をして、両事件ともXを勝訴させた

が、原審(判例時報一二〇七号六一頁)は、宗教団体の宗教活動が憲法上国の干渉からの自由を保障されていることに鑑みると当該団体の自治によって決定されるべき宗教上の教義、信仰にかかわる事項については、裁判所はおよそ一切の審判権をもたないというべきであり、したがって、宗教団体内部における懲戒処分の効力が請求の可否を決する前提問題として争われている場合であっても、その判断が教義の内容に深くかわり、紛争の実体が宗教上の争いであるために当該紛争が全体として法律上の争訟に当たらないものと解するの相当地であり、本件はかかる場合に当たるとして、両事件とも、訴えを不適法却下した。X、Yの双方から原告。

(1)「宗教団体における宗教上の教義、信仰に関する事項については、憲法上国の干渉からの自由が保障されているのであるから、これらの事項については、裁判所は、その自由に介入すべきではなく、一切の審判権を有しない」とともに、これらの事項にかかわる紛争については厳に中立を保つべきであることは、憲法二〇条のほか、宗教法人法一条二項、八五条の規定の趣旨に鑑み明らかなどである。かかる見地からすると、特定人についての宗教法人の代表役員等の地位の存否を審理判断する前提として、その者の宗教団体上の地位の存否を審理判断しなければならない場合において、その地位の選任、剝奪に関する手続上の準則で宗教上の教義、信仰に関する事項に何らかかわりを有しないものに従ってその選任、剝奪がなされたかどうかのみを審理判断すれば足りるときには、裁判所は右の地位の存否の審理判断をすることができ、右の手続上の準則に従って選任、剝奪がなされたかどうかにとどまらず、宗教上の教義、信仰に関する事項をも審理判断しなければならないときには、裁判

所は、かかる事項について一切の審判権を有しない以上、右の地位の存否の審理判断をすることができない。」

(2) 「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係に関する訴訟であつても、宗教団体内部においてされた懲戒処分が請求の当否を決する前提問題となつており、その効力の有無が当事者間の紛争の本質的争点をなすとともに、それが宗教上の教義、信仰の内容に深くかかわっているため、右教義、信仰の内容に立ち入ることなくしてその効力の有無を判断することができず、しかも、その判断が訴訟の帰趨を左右する必要不可欠なものである場合には、右訴訟は、その実質において法令の適用による終局的解決に適しないものとして、裁判所法三条にいう『法律上の争訟』に当たらないといふべきである。」

(3) 第一事件においては、Yが本件排斥処分によって日蓮正宗の僧侶たる地位を喪失したのに伴いX寺の住職たる地位についてはその代表役員及び責任役員たる地位を失ったかどうかを判断するにあつて、また第二事件では、Yが本件排斥処分によって日蓮正宗の僧侶たる地位を喪失したかどうかという点を判断するにあつて、「本件排斥処分が本件訴訟の帰趨を左右する必要不可欠のものであるところ、その判断をするについては、被告原告人に対する懲戒事由の存否、すなわち被告原告人の前記言説が日蓮正宗の本尊観及び血脈相承に関する教義及び信仰を否定する異説に当たるかどうかが判断が不可欠であるが、右の点は、単なる経済的又は市民的社会事象とは全く異質のものであり、日蓮正宗の教義、信仰と深くかかわっているため、右教義、信仰の内容に立ち入ることなくして判断することのできない性質のものであるから、結局、本件訴訟の本質的争点

である本件排斥処分の効力の有無については裁判所の審理判断が許されないといふべきであり、裁判所が、原告人ないし日蓮正宗の主張、判断に従つて被告原告人の言説を『異説』であるとして本件排斥処分を有効なものと判断することも、宗教上の教義、信仰に関する事項について審判権を有せず、これらの事項にかかわる紛議について厳に中立を保つべき裁判所として、到底許されないとされている。したがつて、本件訴訟は、その実質において法令の適用により終局的に解決することができないものといわざるを得ず、裁判所法三条にいう『宗教上の争訟』に該当しないといふべきである。したがつてX、Y双方の訴えは『不適法として却下を免れない』。

一 本判決の問題点

本判決については、伊藤真「宗教団体の内部紛争と裁判所の審判権―最高裁判平成元年九月八日判決をめぐつて―」判タ七一〇号（一九八九年二月刊）四頁以下の論説、大沢秀介「宗教団体の内部自治と司法権」ジュリスト九四七号（一九八九年二月刊）八三頁以下の判例解説がある。文献としては、右二稿に引用された判例、学説があるので、それらを参照されたい。本稿は前記伊藤論文に負うところが多いことをお断りしておきたい。

宗教団体内部における純宗教的ないし法律的地位及び教義等の事項がいかなる範囲において裁判所の審判の対象性を有するか、換言すれば、宗教団体内部における地位をめぐる紛争はいかなる範囲において裁判所法三条のいう法律上の争訟性を有するかという問題が本件判決をめぐつて問題となる。

二 宗教団体内部の純宗教的地位の審判対象性

1 宗教団体内部の純宗教的地位の訴訟物としての審判対象性
(1)問題点

宗教団体内部の地位として、とりあえず二つのものが存在する。第一は、団体内部の地位であり、これは法律上の地位ではなく、それを訴訟物とする訴えが不合法であることについては、見解は一致している。⁽¹⁾

第二は、宗教法人上の代表役員などの地位であり、これは法律上の争訟の要件としての具体的権利義務と認められ、このことは、かねてから承認されていた。

そこで、次に、宗教団体内部の地位が宗教法人上の地位、宗教団体財産の処分権限、団体から給与を受ける地位など、具体的権利義務の前提とされている場合でも、なお、宗教団体内部の地位をめぐる争いが法律上の争訟にあたらないという点が問題になる。

(2)判例・学説⁽²⁾

(a)判例

最高裁判例は条件付積極説から消極説へ移行したものと思われる。すなわち、この点について、最高裁は、銀閣寺事件において以下のように条件付積極説をとった。すなわち、住職自体は宗教団体内部の地位であることを前提としつつも、それが代表役員としての地位や寺院建物の使用権などの法律上の権利義務

務を包含する地位と認められれば、その存否に関する争いは、法律上の争訟に該当するとしたのである。⁽³⁾しかし、銀閣寺判決以後、例えば種徳寺事件の最高裁判決は、ややその方向を変え、宗教団体内部の地位である住職などの地位に関する争いは、たとえそれが法律上の地位の前提となっている場合でも、法律上の争訟に該当しないとすなわち消極説をとるようになった。⁽⁴⁾

(b)学説

それが宗教法人上の地位やその他の権利義務の前提となっているとき、宗教団体内部の地位を訴訟物とすることができないかという問題について、学説上消極説と積極説とが対立し、消極説が多数説である。⁽⁵⁾

前記伊藤論文のまとめによれば、⁽⁶⁾消極説の根拠は以下の二点に求められる。すなわち、第一に、権利義務の前提となつていふことを理由として宗教団体内部の地位を訴訟物とすることを認めると、多少なりとも権利義務とつながりのある地位については、すべて裁判所の審判権が及ぶこととなり、宗教団体の自立性が侵害されるというのである。第二に、宗教団体内部の地位を訴訟物とすることを認めると、その存否が既判力によって確定されることになるが、それは宗教団体の自立性に対するはなはだしい介入となる。これと比較して、判例のように、法律上の地位の前提問題として宗教団体内部の地位について判断するのであれば、その判断に既判力が生じず、宗教団体の自立性と裁判所の審判権が調和するといふのである。

宗教団体内部の純粹に宗教的地位は、法律的地位ではないがゆえに、それ自体としては訴訟物になりえないと解するのが適切である。右の第一、第二の根拠は、いずれも訴訟法的にみれば本質的根拠ではない。

これに対して、積極説は前掲伊藤論文のまとめによると、以下のように説くのである。すなわち、第一に、住職や法主などの地位は、本来宗教団体内部の地位であるが、それが代表役員等の法律上の地位と不可分に結びついている以上、法律上の地位とみなされるべきであるとする。そして、さらに住職等の地位は、現在では単に宗教団体内部の地位を超えて、財産的利益と結合した社会的地位に転化しているとする。第二に、判例や多数説のいうように、法律上の地位や権利義務の前提問題として、団体内部の地位の存否を判断することは、宗教団体の自性を害することになるといふ点では同列であるとする。

また、積極説は、住職を罷免された者が宗教法人を相手方として代表役員の地位確認を訴求し、その前提として、懲戒処分が無効であり、自己が住職の地位にとどまっていることを主張したとする。裁判所が、原告主張の事実を認め、請求容認判決が確定した場合に、原告が代表役員の地位にあることは、既判力によって確定され、他方、原告が住職の地位にあることは、判決理由中の判断であるから、既判力の対象とならない。したがって、被告である宗教法人としては、原告を代表役員として扱えば足り、住職として扱う必要はないことになる。そうする

と、宗教団体の内部に代表役員ではあるが、住職の地位をもたない者と、住職ではあるが、代表役員の地位をもたない者を作り出すことになり、混乱を生じさせるといふのである。

(c) 私見

宗教団体内部の純宗教的地位は、法的地位ではないから、これを訴訟物とすることができないのは当然である。しかし、宗教団体内部の地位といっても、私見によれば、①宗教団体内部の純宗教的地位と、②それを前提とする個別的法的地位の中間に、③宗教法人上の包括的法的地位が存在するものと考えられる。①は、確認の対象にならないが、②③は法律的地位であるから、確認の対象になる。①を確認の対象としている事例における当事者の意思は通常③を問題としているのではないかと思われる。銀閣寺事件⁽⁸⁾では、③が確認対象とされたときである。銀閣寺事件で①が確認対象とされたのであれば、訴えは不適法であろう。種徳寺事件では確認対象は③であって①ではなかったと解し、訴えを適法とすべきではなかったかと考える。この点で種徳寺事件の最高裁判例には賛成し難いものがある。

2 前提問題としての宗教団体内部の地位と裁判所の審判権

(a) 判例Ⅱ積極説

前提問題としての宗教団体内部の地位について、裁判所の審判権が及ぶかという点が問題になる。最高裁はいくつかの判例を通して、訴訟物自体が法律上の地位あるいは権利義務である

にもかかわらず、その前提問題が宗教団体内部の地位である場合にも、法律上の争訟性が肯定されるか否かの問題について、早くからの下級審の判決を肯定し、法律上の地位の前提問題としてであれば、宗教団体内部の地位の存否についても裁判所の審判権が及ぶ、いいかえれば法律上の争訟性が肯定される旨判示した。¹⁰

(b) 積極説批判とその反論¹¹⁾

しかしながら、この見解に対しては以下の疑問が生じる。同じく宗教団体内部の地位でありながら、なぜそれを訴訟物とすると法律上の争訟性が否定され、他方、前提問題としてであれば、争訟性に影響がないのかというのである。しかし、この疑問に対しては、以下の説明がなされている。すなわち、(1)前提問題としての宗教団体内部の地位に審判権が及ばないとすると、訴訟物たる法律上の地位についても審判権が否定されることになること、(2)同じく宗教団体内部の地位でも、訴訟物の場合には既判力によって確定されるのに対して、前提問題の場合には、そのような効果が生じないから宗教団体の自治に対する侵害の程度が少ないことなどがこれである。

(c) 私見

理由としては①を挙げるべきではないかと考える。ここで法律上の争訟性という概念の内容が問題となる。第一に、訴訟物として審判の対象になるかという問題と、第二に訴訟物たる権

利または法律関係という法律効果の要件事実として審判の対象になりうるかという問題とを区別して考える必要がある。宗教団体内部の純宗教的地位は、第一の問題としての法律上の争訟性を有しないが、第二の意味においては法律上の争訟性を有する。法律効果を審判する場合、その要件事実の存否を審判することは不可欠だからである。ただし、宗教団体内部の地位が当該宗教団体の自律に委ねられている場合、裁判所は右地位の審判にあたり右の自立的判断に拘束される。

3 前提問題としての宗教団体内部の地位の判断に必要な争点と裁判所の審判権

そこで、次に問題になるのは、裁判所の審判権が宗教団体内部の地位に関する判断に必要な争点についてどの範囲まで及ぶかという点である。板まんだら事件¹²⁾で最高裁は、たとえ訴訟物に関しては法律上の争訟性が肯定されるとしても請求原因に該当する事実が宗教上の教義に関する事実という性質をもつときには、当該事実の存否について裁判所の審判権が及ばず、しかも、当該事実が唯一の請求原因事実である場合には、訴訟全体の法律上の争訟性が否定され、訴えが却下されると判示した。この判例によって、たとえ訴訟物が法律上の地位あるいは権利義務であっても、攻撃防御方法となつている事実が宗教上の事項に属する場合には、その事実について裁判所の審判権が否定されるという考え方がとられた。右の宗教上の事項に関するその後に見られる下級審の態度を伊藤・前掲論文¹³⁾は、二種類のも

の分類している。すなわち、(1)審判権の行使に積極的な判例（多数）、(2)消極的な判例（少数）がこれである。順次考察してみよう。

(1)多数の下級審判決Ⅱ積極説　多くの下級審判例は、第一の立場、すなわち、積極説をとる。そして、この立場から、右の宗教上の事項についても審判権を行使しうるものとしている。すなわち、(1)住職や法主など、攻撃防御方法となっている宗教団体内部の地位に関する争いが、根本的には宗教上の教義についての争いに起源を発しているときでも、訴訟上の争点としては、地位の得喪が団体内部の手続準則にしたがって生じたものであるかどうかという形で表れている場合には、その争点に裁判所の審判権が及ぶ。(2)たとえ、団体内部の手続準則にしたがって選任などの決定が行われた場合でも、裁判所は、それが公序良俗に反するかどうかを審査できる。(3)団体内部の手続準則が明らかでないときでも、裁判所は、団体内部で自律的決定が行われたとみられるかどうかを認定できる。(4)団体内部の手続準則が明らかでなく、かつ自律的決定が行われていないとみられるときでも、裁判所が条理にしたがって、あるべき手続準則を調査し、それに照らして団体内部の地位の得喪を判断してよいというのである。

本件では、法主が当該宗教団体の僧侶を懲戒処分付した場合、処分権者が法主の地位を取得していたか、また、懲戒処分の効力に関しては、懲戒事由に該当するような行為、例えば教

義に反する異説を唱えたかどうかなどが具体的争点になった。これらの争点は、宗教団体の主宰者の地位承継の意義・手続、あるいは教義に反する異説とは何かなど、宗教上の教義に密接にかかわるものである。このような場合、多くの下級審判例は、これらの争点に審判権を認めた。その理由は以下の通りである。宗教団体の主宰者の地位承継については、たとえその手続準則が明らかでなくとも、既述の基準にしたがい、団体内部で承継が一般に承認されている事実が認定できれば、それを団体の自律的決定として、地位承継が認められるというものである。また、懲戒処分についてもその手続が遵守されているか、手続が公序良俗に反しないかを判断できるし、かりに確立された手続が認定されないときでも、団体の内部で一般に懲戒処分の効力が承認されているかどうかを認定することは可能であり、それをもって懲戒処分の効力についての団体の自律的決定を認定することができるとした。

(2)消極判例　消極説に立つ判例は以下のように説くのである。すなわち、宗教団体内部の地位に関する攻撃防御方法として懲戒処分などの存在や効力が争われており、その紛争の実質が宗教団体内部の路線論争であり、最終的には、教義の解釈の問題に還元される場合には、当該訴訟は法律上の争訟に該当しないとす。懲戒処分がなされたという事実を団体の自律的決定とみて本案判決をすることは、団体内部の多数派の教義解釈を支持する結果となり、裁判所の中立性を損なう。したがって、問

題の解決は、宗教団体の自律的措施に委ねられるべきであるとするのである。

本件蓮華寺上告審判決は、(ロ)の下級審の考え方に分類される。

4 最高裁の立場のまとめ

宗教団体の内部紛争と裁判所の審判権との関係について、本件判決を中心とする最高裁判例の考え方について伊藤真・前掲論文⁽¹⁴⁾は以下の諸点に要約している。宗教団体内部の地位が訴訟物とされた場合には、たとえそれが権利義務や法律関係の前提となつてゐる場合であっても、当該訴訟は法律上の争訟に該当せず、裁判所の審判権の範囲外になる(種徳寺事件)。また、訴訟物が法律上の権利義務であっても、請求原因事実などの争点に関する判断が教義そのものの解釈にかかわるときには、法律上の争訟性が否定される(板まんだら事件)。しかし訴訟物が権利義務や法律関係であれば、その前提問題が宗教団体内部の地位であっても、そのことから法律上の前提問題たる宗教団体内部の地位の争訟性が否定されるわけではない(種徳寺事件)。ただし、地位に関する争いの実体が宗教上の教義に関する争いに還元されるものであり、懲戒処分など、争点となる団体の自律的決定の存在や効力を裁判所が判断することが、教義に関する内部紛争に介入する結果となるときには、当該訴訟の法律上の争訟性が否定される(蓮華寺上告審判決)というのである。

三 本判決をめぐる基本的諸問題

1 問題の所在

以上の議論をめぐって、伊藤真・前掲論文一〇頁以下は、以下の基本的視点を提示している。詳細は同論文を参照されたいが、要約すると次の通りである。

第一に、宗教団体の教義に関する事実は、裁判所の認定の対象とならない。これは「法律上の争訟」の第二の定義である、法令の適用による解決に適するものという基準からの結論である。裁判所が法令を適用するためには、経験則を媒介として、証拠に基づく自由な心証によって事実を認定し、それに法令を適用する必要があるが、教義に関する事実の場合には、通常社会に通用する経験則が適用されないか、あるいはその宗教団体独特の経験則が適用される。

第二に、宗教団体内部の地位については、それが法律上の権利義務と結合されていない限り、審判の対象とならない。

第三に、宗教団体が自律的に決定すべき事項については、裁判所の審判権が及ばない。

第四に、以上のような基準に基づいて裁判所が審判権を行使した結果、宗教団体の内部紛争における一方当事者に対して、裁判所が支持を与える結果が生じうる。

2 私見

これら基本的諸問題に対する私見は以下の通りである。

第一のテーゼには、若干疑問を感じる。教義をめぐる紛争それ自体は法律上の紛争ではないので、訴訟物にはならない。しかし、教義の決め方が明らかに手続違反であったり、あるいは手続条理に反し、かつ教団の構成員の多数意見に反する場合は、教義が法的地位と不可分に関連する以上、裁判所の審判権は、要件事実として教義の正当性に及ぶものと解すべきである。ただし、右の場合、教義決定につき宗教団体の裁量の枠を超えているからである。宗教団体の教義に関する自律権≡信教の自由も当該宗教団体の定めた手続的内規ないし手続条理にしたがった教義決定の裁量権の範囲内で認められるに過ぎないというべきであらう。

第二テーゼには、若干の修正を施したうえで賛成したい。宗教団体内部の宗教的地位を法律上の権利義務が結合されているか否かによって区別し、結合している場合は審判対象となり、結合していない場合は審判対象にならないと説く。既述のごとく、法律上の権利義務が結合している場合、宗教団体内部の地位が実は純然たる宗教的地位であると同時にそこから複数の個別的法律関係が派生する包括的基本的法律的地位でもあることを意味しているといつてよい。この包括的基本的法律的地位が審判対象になるのは当然であるが、それをもって、法律上の権利義務の結合されて準宗教的地位と解することは妥当ではない。第三のテーゼは第一のテーゼに関する限りオーバーラップするものと思われる。そこで、第一のテーゼに対する批判におい

ても述べたように、宗教団体が自律的に決定すべき事項について自律的（裁量権）の範囲内で自律的に決定した事項に審判権が及ばないことについて異論はないが、自律的に決定すべき事項であっても、実体はともかくとして手続的に自律権の範囲を超えて当該宗教団体が自律権を行使したか否かについては裁判所の審判権が及ぶものと解すべきである。

第四テーゼには賛成できる。

四 若干の問題点

1 準宗教的地位の審判対象性と宗教団体の内部紛争への過度の介入性

消極説は、権利義務と結合する場合、宗教団体内部の地位を訴訟物とすることにより、内部の地位をめぐる多くの争いが法律上の争訟とされ、裁判所が過度に宗教団体の内部紛争に介入する危険が生じると主張して、積極説を批判する。

これに対して、伊藤・前掲論文¹⁵⁾によれば、団体内部の地位に多少の経済的利益が付随している程度では、積極説という権利義務との結合にはあたらないとされる。そしてここでいう権利義務とは、宗教法人の代表役員などの地位や、不動産の占有権原、あるいは給与の受給権など、法律上で保護される権利義務に限定される。したがって、積極説を採用したからといって、宗教団体への裁判所の介入の程度が深まるということはありません、と反論される。

消極説の前記批判は、「権利義務との結合を理由として宗教団体内部の地位を訴訟物とすることを認めると・・・」としているが、右で訴訟物となっているのは宗教団体内部の純宗教的地位ではなく、個別的権利義務が派生する基になっている包括的基本的法的地位なのであり、法的地位が裁判所の審判権の対象になるのは当然なのである。

2 既判力による判断と理由中の判断との介入度の相違

消極説は、「宗教団体内部の地位の存否を既判力をもって確定すると、判決理由中で判断するのでは、団体に対する介入の程度が異なる」という。

この消極説の論拠に対して、伊藤・前掲論文は以下の二点から批判を加えている。すなわち、①「既判力の対象となるかどうかは、主として、将来の後訴との関係において問題となるものであり、当事者である宗教団体にとって判決が事実上及ぼす影響に関しては、大きな意味をもつものではない。たとえば、判決理由中で住職の地位が存在すると判断され、それに基づいて判決主文で代表役員の地位が確認されたときに、被告たる宗教法人としては、宗教団体内部の地位である住職については裁判所からの干渉を受けず、宗教法人上の地位である代表役員についてのみ干渉を受けたと受け止めるであろうか。」、②「すでに積極説の論者が主張するように判例や多数説の考え方は、紛争の抜本的解決につながらず、かえって紛争を泥沼化させる危険がある。」というのである。

しかしながら、私見によれば、既述のごとく審判の対象が宗教団体の純宗教的内部的地位ではなく、同じ内部的地位であっても包括的基礎的法的地位であれば、そこに審判権が及ぶことはむしろ当然なのである。それがあたかも当然ではないかのごとくにみえるのは、審判の対象が、個別的権利または法律関係と結びついてはいても、純宗教的地位とみるからであって、このような考え方自体にそもそも問題があるといわなければならない。

3 宗教団体内部分争の類型化―処分貫徹型と処分抗争型―

近時、新堂教授は、ある争点が裁判所の審判対象になるか否かにつき、当該争点と訴訟物との関係を考慮しなければならぬとする見解を提唱されている。⁽¹⁷⁾ すなわち、宗教団体の内部紛争に起因する訴訟を処分貫徹型と処分抗争型とに区分する。この類型化の詳細については、新堂論文を参照されたいが、いずれの型の訴訟であるかにより以下の相違が生じるものとされる。すなわち、処分貫徹型の訴訟にあっては、処分の効力に争いがあるにもかかわらず、処分の存在を理由として本案判決をしても、宗教団体の自律的決定を尊重することになるのに対して、処分抗争型の訴訟にあっては、逆に、教義に関する判断を回避し、懲戒処分などの団体の自律的決定を尊重すると、原告の訴えを排斥し、訴訟判決をすることにつながるというのである。

この見解は、従来の学説判例のように宗教団体の内部紛争を一律に論じるのではなく、紛争を二類型のものに分類すること

によって、それぞれの類型の訴訟物と宗教団体の自律権との関係が相異なることを指摘した点で卓見であるといえよう。しかし、処分貫徹型の紛争にあっても、被告が再々抗弁として処分無効を主張した場合には、自律的決定の可否の判断の可否が問題となってくるという点では処分抗争型の紛争と同様であるといえる。

4 訴却下か請求棄却か

本件判決の立場に立つならば、第一事件につき請求棄却の本案判決、第二事件につき地位確認の本案判決をしないかぎり紛争の解決にはならないので、訴却下判決には賛成できない。

5 いわゆる「部分社会論」

憲法学上提唱される部分社会論については、大沢・前掲解説がある。最近の学説は、従来部分社会論として考えられてきたものを二つに分け、①地方議会議員の除名に関する判例や大学における単位認定に関する判例など団体の内部自治論によるものと、②宗教団体や政党の内部紛争に関する判例など結社の自由にかかわるものとを区別しようとする傾向が強いようである。そして、②についても、団体の内部的事項にどこまで審査を及ぼすことができるのかといった点で、審査の具体的なあり方は異なると考えられているようである。実際、学説の中にも、宗教団体や政党の内部紛争に対する司法権の限界について、内部問題への手続審査の拡大、徹底化を提唱するものと、慎重な司法審査のあり方を考えるべきだとする立場がみられる。⁽¹⁸⁾

私見はどちらかといえば、宗教団体の自律性を害さない範囲において内部問題への手続審査の拡大、徹底化をはかるものといえる。

裁判権が宗教の自由を侵すか否かを定める基準、逆にいえば宗教の自由を裁判権の行使から守る基準は、当該宗教団体の内規を含めた宗教事項に関する裁量権の範囲を超えるか否かという点に求めるべきである。そこで内規というのは、当該宗教団体の宗教事項の実体及び手続の双方に及ぶものと考えるべきである。単に手続上のみならず、実体についても裁量権逸脱が問題となる。例えば、一見明白に教義違反はないといえるのに教義違背として擯斥処分がなされた場合、裁判権が介入できないのは問題であると思われる。当該裁量権の範囲内で国家法の介入ができない部分社会である。裁量権の範囲を超えた行為があった場合は、国家の裁判権の介入は宗教の自由を侵すするための介入行為であるとはいえないかと思われる。

五 結 語

本件のごとき場合、擯斥処分として法主が血脈相承を経て法主たる地位にあるか否かが問題とされた。既述の通り、第一訴訟、第二訴訟の訴訟物判断の先決関係として、擯斥処分の効力いかんの問題、したがってAの法主たる地位が問題となるが、それについては裁判所の審判権が及ぶと解すべきである。この点で本件判旨に反対したい。

さらに注意すべきは、本件の場合、Aは当該宗教団体内部において法主の地位を認められ、法主として役割を果たしてきたという事実である。宗教団体の自律権を最大限に尊重しようとする最高裁の立場からすれば、この事実を尊重した上で、第一事件につきYに対し明渡を命じ、第二事件においてYの請求を棄却すべきではなかったかと考える。この点でも本件判旨に疑問を感じる。

- (1) 大阪高判昭四四・七・一〇民集三三卷八号一四二三頁。
- (2) 学説・判例の流れについては、伊藤・前掲論文五頁以下に詳細である。
- (3) 最判昭四四・七・一〇民集二三卷八号一四二三頁。
- (4) 大阪高判昭五四・七・一八判タ三九五号六七頁、最判昭五五・一・一一民集三四卷一号一〇頁。
- (5) 新堂幸司「審判権の限界―団体の自治の尊重との関係」講座民事訴訟二卷一、二〇頁（一九八四年）、同「宗教団体内部の紛争と裁判所の審判権」特別講義民事訴訟法一六六、一八七頁（一九八八年）、佐藤幸治「現代国家と司法権」一四七、一九六頁（一九八八年）などの他、兼子一ほか「条解民事訴訟法七七頁（一九八六年）、上田徹一郎「民事訴訟法一九九頁（一九八八年）」などがある。
- (6) 伊藤・前掲論文八頁。
- (7) 伊藤・前掲論文八頁。
- (8) 最判昭五五・一・一一民集三四卷一号一頁。
- (9) この点に関する学説・判例は、伊藤・前掲論文六頁以下に整理されている。
- (10) 下級審判決としては、京都地判昭五三・一二・一四判時九二〇

号二〇八頁（真宗大谷派事件）、最高裁判例としては、前掲種徳寺事件（注8）、および最判昭五五・四・一〇判時九七三号八五頁（本門寺事件）がある。

- (11) 積極説の反論については、伊藤・前掲論文八頁参照。
- (12) 最判昭五六・四・七民集三五卷三号四四三頁。
- (13) 伊藤・前掲論文九頁参照。
- (14) 伊藤・前掲論文二〇頁参照。
- (15) 伊藤・前掲論文一一頁参照。
- (16) 伊藤・前掲論文一一頁以下。
- (17) 新堂・前掲講座所収論文二四頁。
- (18) 大沢・前掲解説八五頁。文献については八八頁注8及び9参照。

石川 明